

2021 年 3 月 18 日

学校法人 近畿大学
理事長 世耕 弘成 殿

近畿大学教職員組合
執行委員長 阪本 洋三

団体交渉要求書

学校法人近畿大学（以下、貴法人）は、3月5日、来年度の授業について対面授業を原則とする方針をホームページ上で公表したが、感染対策について記載している別紙は、教室の収容定員での授業を認めるなど、学生・教員の安全という観点からは看過できない内容を含むものとなっている。近畿大学教職員組合はこれまでも感染対策についての要求書を提出してきたが、貴法人に対し改めて以下の点を要求する。

1. 共通要求

(1) 教室の定員は収容人数の2分の1、最大でも3分の2に抑えること。もし、収容人数の限界まで認めるといふ現在の方針を強行する場合、どのように建物内（教室だけでなく廊下なども含む）のソーシャルディスタンスを確保するつもりなのか、具体的に説明せよ。

(2) 感染リスクを恐れて対面授業を避けたいと考える学生も一定数いると考えられるが、そのような学生がオンラインで受講できる体制を早急に整えること。基礎疾患のない学生が後遺症に苦しむ例もあるので、基礎疾患の有無にかかわらず、本人の意思で受講形態を選択できるようにすることが必要である。文科省の3月4日付の通知（「令和3年度の大学等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について（周知）」）にも「面接授業での実施を原則とする授業科目においても、基礎疾患を有するなど重症化のリスクが高い学生、通学のために要する移動距離が長い学生、重症化リスクが高い高齢者と同居している学生など、面接授業の実施について不安を有する者に対しては、自宅での遠隔授業の受講を認めている例があることも踏まえ、学生の状況に可能な限り配慮した学校運営に努めること」とある。

(3) (2)の文科省通知には「PCR等の検査を適切に活用することも含めて、学生の学修機会の確保と感染対策の両立を検討すること」ということも書かれているが、改めて学生・教職員に対する頻回のPCR検査の実施を要求する。

(4) (2)と関連するが、感染リスクを避けたいのは教員も同様であり、授業形態については教員の裁量でオンラインか対面かを選択できるようにすること。非常に危険な業務

に従事しているということ、基礎疾患の有無にかかわらずリスクはあるということ十分に認識してもらいたい。

(5) オンデマンドについては、比較的緩やかな要件で認める学部もあれば、極めて限定的にしか認めない学部もある。実際に授業を行うのは現場の教員なのであるから、各学部のオンデマンド要件に所属教員の意見を反映させること。

(6) オンデマンド授業は集中講義扱いとのことであるが、そうすると、当該オンデマンド科目受講者は同時限の他の科目を履修することができることになる。あるオンデマンド科目の履修者が仮に300人であったとすると、その300人は同時限の別の科目に事実上分散し、それらの科目の受講者数が増加することになる。これでは何のためにオンデマンドにしたのか分からない。感染症対策の観点からは避けるべきであり、オンデマンド授業は本来開講されるはずであった時限の開講科目として扱うこと。

2. 法学部

(1) 20-1 教室を学生の休憩スペースとして使用する方針のようであるが、20-1 には既に法学部の授業が入っている。既に授業が入っている時間帯については、20-1 を休憩スペースにするのをやめること。

(2) 今年度後期に開放されていた C101 や C102 等の後方の非常用ドア・ガラス戸を来年度も開放すること。管理部は換気設備で十分な換気量は確保できているとしてこれを拒絶しているが、開放すればより安全になるのであるから、感染対策の徹底という観点からは否定する理由はないはずである。そもそも、今年度後期は開放されていたわけであるし、4 月からは今年度とは比べものにならない数の学生が大学に来るのであるから、感染対策が後退することは許されない。

(3) C 館の演習室や一部の講義室の窓のストッパーについて、2 月 9 日の団体交渉では、転落防止のため外せないという回答であったが、転落の危険のない 1 階の教室については外すことができるはずである。また、2 階以上も転落しない程度まで開けることは可能であると思われるがどうか。

3. 経営学部

(1) 経営学部で開講されている「思考の技術」は 2020 年度後期と同じようにライブ配信とし、その日の内にライブ配信の動画をオンデマンドで提供する形式で行うことを許可せよ。

(2) オンデマンドでの開講と一方的に決定された授業について、各担当教員がライブ配信（と同時にライブの動画をオンデマンドで提供する）の形式で行う方が教育効果が高いと考える場合はライブ配信での授業を許可せよ。つまり、教員の裁量で 2020 年度後期に行っていたオンラインでの形式を許可せよ。

(3) 当初は履修が確定するまではどの授業もオンデマンドで行うとのことであったが、上記のオンデマンドでの開講と一方的に決められた授業以外は第 1 回目から対面で行うこ

とに変更された（この決定も3月に入ってからであり、あまりにも急な変更である）。しかし、例年、第1回目の授業の参加者が一番多くなる傾向にあり、場合によっては立ち見も出るほどの過密状態となる。したがって、今期は、履修を4月中（連休前まで）に確定させることとして、それまではオンライン授業を行い、連休明けから対面授業とすることを要求する。なお、ここでのオンライン授業についてもライブ配信で行うかオンデマンドのみとするかは各教員の裁量で決められることとし、ライブ配信した場合はその動画をオンデマンド提供することとする。

4. 語学教育

（1）発声練習、ペアワークなど学生同士が会話をすることが多いので、学生の上に置く衝立を設置すること。また授業の後、教員・学生が拭いて捨てることができるよう、除菌シートとゴミ箱を各教室に複数設置すること。

（2）マスクをして授業をすることになるので、学生が聞き取りづらくなり、教員の声の負担も大きくなる。ハンドマイクかピンマイク、またはその両方を用意すること。スピーカー、またはそれに準ずる設備のない教室に、携帯用スピーカーを用意すること。

回答は一週間以内とする。

以上